

## 介護老人福祉施設北八朔 短期入所生活介護利用料金表(1日あたり)

令和6年8月1日現在

※地域加算含む

	項目	単位	金額(円)	備考
介護報酬に係る費用	要介護1	704	766	併設型ユニット型短期入所生活介護費
	要介護2	772	840	
	要介護3	847	922	
	要介護4	918	999	
	要介護5	987	1,074	
加算項目	看護体制加算(Ⅰ)	4	5	常勤の正看護師を1名以上配置しているための加算
	看護体制加算(Ⅱ)	8	9	看護職員により病院等と連携して24時間連絡体制を確保し必要に応じ健康管理等を行う体制を整えている為の加算
	医療連携強化加算	58	64	看護職員による定期的な巡視及び、緊急やむを得ない場合の取り決め及び、急変時の医療提供の合意を得ている場合であって、厚生労働大臣が定める状態にあるもに対して介護サービスを行った場合の加算
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	20	夜勤帯(17時～翌9時)における介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている為の加算
	若年性認知症利用者受入加算	120	131	若年性認知症の利用者を受け入れの際、個別で担当者を定め、サービス提供を行った場合
	送迎加算	184	201	自宅まで送迎を行った場合(片道)
	緊急短期入所受入加算	90	98	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合
	機能訓練体制加算	12	13	常勤専従の機能訓練指導員を配置している為の加算
	療養食加算※1食あたり	8	9	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
	在宅中重度者受入加算	413	450	利用者様が利用していた訪問看護を行う事業所に健康管理等を行わせた場合の加算
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	20	介護福祉士が60%以上配置されているための加算
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	—	—	所定単位数に加算率14%を乗じた単位数
減算項目	長期利用者に対する短期入所生活介護	△30～34	△33～37	同じ事業所にて連続30日を超えて利用する場合、31日～60日の間は30単位が、61日以降は32～34単位が所定単位数から減算
居住費等	居住費(月額) (建設費用、光熱水費、修繕・維持費用)	2,760	第4段階の方	※各要介護度区分の支給限度基準額の単位を超えた場合、自費となる日の居住費及び食費は、減額証の有無に係わらず、第4段階の料金とさせていただきます。
		1,370	第3段階の方	
		880	第2段階の方	
		880	第1段階の方	
	食費	320	朝食代	
		605	昼食、おやつ代	
		520	夕食代	
	※上記食費の負担限度額(月額)	1,445	第4段階の方	
		1,300	第3段階②の方	
		1,000	第3段階①の方	
600		第2段階の方		
300		第1段階の方		
その他費用	健康管理費 (インフルエンザ予防接種代等)	実費		
	薬価収載されていない医療材料費			
	理美容代			
	私物洗濯代 (外部業者に出すクリーニング代)			
	クラブ活動にかかる物品代			
	利用者の希望する日用品 (利用者が自ら持込む物品以外)			
	趣味・嗜好品、外注食の飲食代等			

※居住費等の利用者負担段階区分

- ・第1段階 市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方
- ・第2段階 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方  
預貯金等の合計額が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額が1,650万円以下)の方
- ・第3段階① 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下で  
預貯金等の合計額が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額1,550万円以下)の方
- ・第3段階② 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超で  
預貯金等の合計額が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額1,500万円以下)の方
- ・第4段階 第1～3段階以外の方